

消費税インボイス制度講習会

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

本講習会では、インボイス制度の概要や導入までのスケジュール、課税事業者はどう取り組み準備すべきか、また、免税事業者はどう対応すべきなのか等、税理士にわかりやすく説明していただきます。

開催日時：① 令和3年 10月27日(水) 18:00～20:00

② 令和3年 10月28日(木) 14:00～16:00(27日と同じ内容)

開催場所：安芸高田市商工会 吉田本所 2階 会議室

講師：女鳥 智春 氏【女鳥智春税理士事務所 代表】

参加費：無料

定員：①10/27・・・10名 ②10/28・・・10名 ※先着順・定員になり次第受付を終了いたします。

申込期限：令和3年 10月22日(金)まで

問合せ先：安芸高田市商工会(担当:市川) TEL0826-42-0560



講師紹介

女鳥智春税理士事務所
代表 女鳥 智春 氏

当事務所は人との出会いを大切に、お客様の健全な発展を第一としております。前職がシステムエンジニアでしたので、IT・パソコン関連の知識も豊富です。

略歴

平成8年3月 大学卒業
平成8年4月 IT企業で15年間システムエンジニアとして勤務
平成26年12月 税理士試験合格
平成29年6月 父より事業承継

主な内容 … ①「仕入税額控除」、「免税事業者」とは？
②インボイス制度とは？
③インボイス制度で課税事業者はどのような準備を行えばよいか？
④インボイス制度で免税事業者がどのような対応を求められるのか？

消費税インボイス制度講習会 参加申込書

(FAXまたはメールでお申込み下さい。)

FAX：0826-42-0243

Eメール：ichikawa-s@hint.or.jp

事業所名	参加者名 <small>(二名以上参加の場合はこの欄に一緒に記載してください)</small>	受講希望日
連絡先		①10/27 18:00～ or ②10/28 14:00～

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、受講される方はマスクの着用をお願い致します。また、当日発熱・咳等の症状がみられる方は、受講をお控えいただきますようお願い致します。